

第24期協議題

新・川崎市青少年プランの策定に向けて

意見具申書

平成20年（2008年）3月

川崎市青少年問題協議会

はじめに

急速に進む社会の変化の中で、未来を担う青少年の心の健康を中心とした生活・文化の環境づくりが、喫緊の社会的課題になっています。

その一つが国際的な視野に立った知情意の三位一体の教育システムの再構築と、教育基本法改正を含めた教育再生への基本的な取り組みであります。

一方、生涯学習の立場からは、学校教育との連携の中、家庭、地域を結ぶ生活全般での青少年の育成にとって、新たなコミュニティの役割が見直されています。

本市青少年問題協議会においても、従来より青少年の人権の確保と居場所の保障を基本に、いかに将来にわたっての自立支援ができるか、様々な見地から検討し、まとめた意見を具申してきました。

特に、第20期青少年問題協議会が平成11年11月に提言した意見具申「共に生き共に育つ川崎をめざして」は、翌12年3月に「川崎市青少年プラン」として、青少年育成事業の柱となって具体化され、以来、本市青少年育成関連の施策として進められてきました。

中でも、本提言の趣旨に沿って全国に先駆け実施された「わくわくプラザ」事業や「こども文化センター」の施設や運営の改善等も、その成果の一つといえます。

しかしそうした成果を踏まえながらも、当初の具申よりすでに8年を経過し、情報の多様化と経済のグローバル化の中で、社会環境に様々な変化が生じてきています。当然、それに伴う社会や青少年の要求課題も多様化し、また時代的にも新たに対応しなければならない問題も出ており、プランの早急な見直しが必要機関を含め、広く市民からも求められていました。

これらを勘案し、本市第24期青少年問題協議会としては、各委員の意見を集約し、細部にわたっては小委員会を設け検討するなどしながら、従来の「青少年プラン」を見直し、来るべき時代に即応した「新・青少年プラン」を意見具申にまとめました。この作業の過程において、具体的な資料の提供及び行政面での意見等、貴重な提言をいただいた市民のみなさま、また関係機関、行政担当者等には、心より感謝申し上げます。

第24期川崎市青少年問題協議会

副会長 小川 信夫

目 次

I	青少年の現状と課題	1
1	青少年を取り巻く環境の変化	1
	（1）家庭における変化	
	ア 家族形態の変化と少子化の進行	
	イ 家庭内のコミュニケーションの希薄化	
	ウ 食と健康	
	（2）学校における変化	
	ア 学校生活の楽しさ	
	イ 保護者の意識	
	（3）地域の変化	
	ア 地域における青少年の活動	
	イ 自然体験や生活体験の希薄化	
	ウ 家庭・学校・地域の連携	
	（4）社会環境の変化	
2	青少年の現状	6
	（1）問題行動の低年齢化	
	（2）すぐキレやすい若者たち	
	（3）不十分な生活習慣の確立	
	（4）すぐ諦める子どもたち	
	（5）自己肯定感や自尊感情の低い子どもたち	
	（6）現実から逃避する若者たち	
3	青少年施策の課題	9
	（1）子どもの権利の尊重	
	ア 子どもの権利条例の推進	
	イ 相談・救済機能の充実	
	ウ 支援を必要とする子どもの施策の充実	
	エ 情報提供・意見表明	
	（2）青少年の社会参加の推進及び自立への支援	
	ア 社会参加機会の充実	
	イ 自立的活動の支援	
	ウ 青少年活動リーダー養成	
	エ 青少年の居場所づくりの促進	
	オ 文化・スポーツ・レクリエーション支援	
	（3）小学生の居場所づくり	
	（4）中・高校生の居場所づくり	

- (5) 地域における社会的資源の活用
- (6) 家庭・学校・地域の連携による支援体制づくり
- (7) 青少年が安全で安心して過ごせる社会環境づくり

II	川崎市青少年プランの検証・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1	総合的施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(1) 本市青少年問題協議会「川崎市青少年プラン」の提言	
	(2) 青少年行政の統合、連携	
	(3) 青少年活動への支援と施策の検討	
2	権利の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1) 子どもの権利条例の制定と人権施策	
	(2) 情報ネットワークと救済、支援のシステムづくり	
3	社会参加へのきっかけづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(1) 遊び空間等の創造と仲間づくりの推進	
	(2) 自然とのふれあい活動の推進	
	(3) 文化とのふれあい活動の推進	
	(4) スポーツ・レクリエーションとのふれあい活動の推進	
	(5) ボランティア活動の促進	
	(6) 国際交流活動の推進	
	(7) 情報提供	
4	自立及び自主活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	(1) 自立のための支援及び居場所づくり	
	(2) 健康づくりのための支援	
	(3) 青少年活動の支援及び促進	
	(4) 青少年活動のリーダー養成	
	(5) 文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援	
	(6) 国際交流活動及び共生のための支援	
	(7) 青少年施設の活用と促進	
	(8) 情報提供及びネットワーク化	
5	家庭・学校・地域における共育力の向上・・・・・・・・	30
	(1) 子育て支援の拡充	
	(2) 家庭基盤の充実	
	(3) 家庭・学校・地域の連携による地域活力の構築	
	(4) 情報提供及びネットワーク化	
6	心豊かに育つための環境づくり・・・・・・・・	31
	(1) 青少年の社会環境への適応	
	(2) 非行防止活動の促進	
III	新・青少年プランの策定に向けて・・・・・・・・	33
1	青少年活動の課題と検討結果の意味するもの	33

(1) 青少年活動の活性化を妨げるもの	
(2) 社会参加と自立支援が課題	
(3) 「わくわくプラザ」「こども文化センター」事業等の拡充	
2 基本的な考え方	34
(1) 基本目標「共に生き共に育つ川崎をめぐりて」	
(2) サブタイトル「生きる力」「創造性豊かな心」「共感する心」を育てる	
ア 「生きる力」とは	
イ 「創造性豊かな心」とは	
ウ 「共感する心」とは	
(3) 基本目標を実現するためのキーワード	
ア 人と人とのふれあい	
イ 自然とのふれあい	
ウ 文化とのふれあい	
3 施策の方向性－四つの柱	36
(1) 青少年の権利の推進	
(2) 青少年の社会参加の推進及び自立への支援	
(3) 家庭・学校・地域の連携による支援体制づくり	
(4) 青少年が安全で安心して過ごせる社会環境づくり	
4 新・行財政改革プラン（案）との関連	41
(1) 既存ストックの有効活用	
(2) 効率的・効果的な行政体制の確立	
(3) 区行政改革の総合的な推進	
5 新・青少年プランの実効化に向けて	44

資料

1 現・青少年プラン体系（平成12年3月策定）	47
2 地方青少年問題協議会法・川崎市青少年問題協議会条例 川崎市青少年問題協議会条例施行規則	48
3 協議経過	53
4 委員名簿	54

I 青少年の現状と課題

1 青少年を取り巻く環境の変化

今、青少年の現状を見ると、若者たちの犯罪、非行、それに無気力な面などマイナスの面がクローズアップされがちである。確かに新聞やテレビのニュースには青少年の様々な問題行動が報道されている。

しかし一方では、現代の青少年が社会に対して大きな貢献をしていることも忘れてはならない。21世紀に入って行われた3度のオリンピックやサッカーの世界カップで大活躍したのは若者たちであり、新潟県を中心にした大地震のときにも被災地にいち早く駆けつけ、復興活動に従事した若者たちも多い。

平成17年5月の内閣府「生涯学習に関する世論調査」では、ボランティア活動に参加した経験及び今後の参加希望について肯定的に回答した割合は、ともに15歳～19歳の年齢層が最も多く、その割合は平成5年に実施された同じ調査よりも高まっている。

こうした二つの側面を持つ青少年の現状は、家庭や家族、さらには青少年の社会生活の中心の場となる学校や地域など、そのとりまく環境の変化が精神や感情に大きな影響を与え、様々な行動を起こす要因になっていると考えられる。

(1) 家庭における変化

ア 家族形態の変化と少子化の進行

昭和50年～平成17年の30年間の家族の変化を、家族類型別世帯数（国勢調査）で見ると、神奈川県は核家族世帯がほぼ6割を占める状況に変わりはないが、夫婦のみ世帯の割合が増えてきている。また三世帯世帯の減少も著しい。その結果一世帯あたりの平均世帯人員は昭和50年の3.04人から平成17年の2.43人へと減少を続けている。

このような、家族の規模の縮小や少子化の進行は、地域社会のあり方の変化ともあいまって、青少年の育ちに少なからず影響を及ぼしていると考えられる。

内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」（平成19年2月）によれば、小・中学校の児童生徒の保護者に子育てや教育の問題点について「家庭でのしつけや教育が不十分であること」が59.9%「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」が58.3%との結果が出ており、経験豊かなシニア世代から伝えられていた子育てや生活上の知恵が次世代に伝えられにくくなっていることや、両親の子育てに対する自信の喪失などが懸念される。

また、少子化の進行は、少ない子どもに対してきめ細かい養育を行うことが可能になる反面、ともすれば過保護や過干渉な養育態度に陥りやすくなることや、兄弟の遊びやけんかなどを通じた子ども同士のコミュニケーションの機会が失われてきていることなどが心配される。

イ 家庭内のコミュニケーションの希薄化

家族の規模の縮小、少子化の進行、就労形態の変化、都市化による地域の人間関係の希薄化の進行など様々な要因により、従来家庭や地域が果たしてきた青少年の育成の役割が十分に機能しなくなっていると言われている。

川崎市総合教育センターが平成18年3月に実施した「川崎市小・中学校教育基本調査」の「家族との会話」に関する設問では、小学4年生と小学6年生で「よく話している」は、それぞれ38.4%、39.3%であり、「ときどき話している」を合わせると、4年生が85.7%、6年生が83.1%と8割を超え、家族と話をしている子どもが多いことが分かる。

一方、中学3年生では「よく話している」が27.4%「ときどき話している」が42.0%で、合わせても69.4%であり、「あまり話していない」22.5%「まったく話していない」8.1%を合わせると30.6%であり、ほぼ3割の子どもが家族との会話がほとんどない、或いはまったくないという状況にある。

特に、「家族との団欒」「相談できる友だちの有無」などの調査項目と関連させてみると、家族とよく話している子どもほど、家族と一緒に過ごすことを楽しいと感じ、相談できる友だちも多いという結果が出ている。

ウ 食と健康

厚生労働省の「国民健康・栄養調査」(平成17年)によると、8歳～17歳の栄養摂取状況は、鉄及びカルシウム摂取量は、男女ともほとんどの年齢において目標値以下であり、各栄養素の摂取もほとんどが目標値より下回っている。また、ばらつきも大きく、個人個人のエネルギーの過剰摂取や偏りなど新たな問題も出てきている。

さらに、最近の青少年期における食生活の問題として欠食の習慣化と若年者の糖尿病、肥満などが大きな問題になっている。この原因は運動不足とともに偏った食事環境から起こっているものと考えられる。

本市の子どもたちの朝食の摂取状況とテレビ・ビデオ・ゲームの視聴・実施時間との関

連の調査（川崎市総合教育センター「川崎市小・中学校教育基本調査」平成18年3月）によると、小学4年生、小学6年生、中学3年生と比較してみると、学年進行とともにその割合が減少する傾向がある。特に中学3年生では、15.8%が「食べないことが多い」または「食べない」と回答している。

また、朝食とテレビ・ビデオ・ゲームの視聴・実施時間との関連については、朝食の摂取状況の悪い子どもほど「テレビ・ビデオ・ゲーム」の視聴や実施時間が長くなる傾向が見られた。

子どもたちが「不規則な生活や栄養の偏りがもたらす自身の健康の影響」を知ることは大切である。家庭と学校との連携を図りながら「食事の大切さ」「規則的な生活習慣の重要性」を指導することも必要である。

（2）学校における変化

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の理念が定められた。また、平成19年6月の学校教育法の一部改正では、教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正された。

学校教育は、現在の子どもたちが抱えている課題への対応を視点に入れて、よりよい教育への改善へと大きな変換の時期を迎えている。

意欲的教育活動が行われている一方では、不登校児童生徒の増加、児童生徒による暴力行為、いじめの潜在化、陰湿化等が大きな問題になっている。

ア 学校生活の楽しさ

指定都市教育研究所連盟の第14次共同研究「教育の確かな営みを推し進めていくために」（平成18年3月）によると「学校生活が楽しい」を選択した小・中学生の46.9%は相談できる友だちが「たくさんいる」、42.9%の小・中学生が「少しはいる」と答えている。

しかし、学校生活が「楽しくない」を選択している小・中学生の30.6%が相談できる友だちが「まったくいない」と答え、27.7%の小・中学生が「あまりいない」と答えている。

それでは、教師との関係はどうだろうか。「学校生活が楽しい」を選択している小・中学生の53.8%は、「教師が話を聞いてくれている」と答え、32.9%は「だいたい聞いて

てくれている」と答え、合わせて86.7%の小・中学生が教師との人間関係を良好に築いていると思われる。

しかし、学校生活が「楽しくない」を選択している小・中学生の39.0%が「聞いてくれない」、17.2%が「あまり聞いてくれない」と答えており、合わせて56.2%が教師との関係が良好でないと感じている。

このことから、子どもは相談できる友だちや教師など他者との良好なかかわりの中で存在感を感じる。特に他者の役に立ったと思えることが自己有用感につながり、学校生活が楽しいと感じ、満足感も生まれてくるものと考えられる。

また、学校生活を「楽しい」と感じている子どもの79.4%が授業を楽しんでいると感じ、「楽しくない」と答えた子どもの86.1%が授業を楽しんでいないと感じていることから、学校生活の楽しさと授業の楽しさには深く関わりがあると考えられる。

授業が楽しいということは、学ぶことの楽しさ、努力してできるようになる喜びを感じることであり、友だちや教師とのかかわりにも良い影響を及ぼすものと思われる。

学校生活が楽しいと感じるようにするために、教師は一人ひとりの子どもとのかかわりや子ども同士のかかわりを良好なものにする工夫や努力をするとともに、授業改善に取り組む必要がある。

イ 保護者の意識

文部科学省が平成17年3月から4月にかけて実施した「義務教育に関する意識調査」では、小・中学校に通う子どもの保護者の70%が学校に対して満足している。これらの数字の背景には、全国の教師の不断の努力があることを忘れてはいけない。

しかし、さらに次のような設問に対して概ね60%以上の肯定的な意見もあった。

- ・「年間の授業時間を増やす」
- ・「小学校から英語活動を必修にする」
- ・「将来の職業や生き方についての指導を行う」
- ・「複数担任制や少人数による指導を行う」

また、内閣府の「国民生活に関する世論調査」では、昭和61年の調査で「毎日の生活を充実させて楽しむ」と回答した割合が「貯蓄、投資など将来に備える」を上回ったが、年々その差が拡大する傾向にあり、平成18年の調査では「毎日の生活…が57.9%」「貯蓄…が29.8%」となって、保護者の意識は、将来の蓄えより今を楽しむ方向に変化してきている。

教師は、日本の教育はどのように変わっているか、保護者の考えはどう変化しているか、また、日本人の教育に対する意識はどうなっているのかなど、教育に対する情報の収集を怠ってはならないと考えている。

(3) 地域の変化

ア 地域における青少年の活動

現在、多くの町内会や地域団体、さらに種々のボランティアグループなどが青少年の活動をサポートしている。

青少年の活動にとってこれらの団体は貴重な存在であり、また逆にこれらの団体にとって青少年は大きな活動の源になっている。

地域における青少年の活動としては、地域で行われる種々の活動への参加、災害などに対するボランティア活動、地域の安全や防犯の活動などが挙げられる。

地域をよくするためには多くの若者の協力が必要であるばかりか、青少年が積極的な主体になって、地域の振興を担っていくのだという意識を育てることが必要である。

イ 自然体験や生活体験の希薄化

子どもたちを取り巻く生活環境は、経済力の向上などに伴い物質的には豊かになっている。反面本市では、都市化の進展に伴い遊び場や自然がますます減少し、子どもたちにとっての生活体験、自然体験の希薄化をもたらしている。

国立オリンピック記念青少年総合センターが実施した「平成17年度青少年の自然体験活動等に関する実態報告」(小学4・6年生、中学2年生を対象)では、平成10年と17年の比較において、「チョウやトンボ、バッタを捕まえたことがほとんどない」(19%→35%)「太陽が昇るところや沈むところをほとんど見たことがない」(34%→43%)「キャンプしたことがほとんどない」(38%→53%)等を指摘している。

自然とのふれあいは、人としての感性を育て、思いやりの心を育てる。遊びと体験は、運動機能を向上させるだけでなく、共生という社会性を育てる。すべての子どもたちが健やかで豊かな成長を遂げられるように努力を続けなければいけないと考えている。

ウ 家庭・学校・地域の連携

この問題は長い間論議され、実際に連携の成果を挙げている地域も市内に多く見られるようになってきている。

また、防犯や子どもの安全の面で、学校と父母や地域との連携が成功しているところも多く見られる。

今後はさらにそれぞれの立場を理解し合い、お互いに協力し、様々な工夫を取り入れ活動を活性化することが望まれる。

(4) 社会環境の変化

ここ数年の高度情報化の進展やグローバル化の流れは、目を見張るものがある。

この急速な進展は、私たちの生活を豊かにそして便利にしてくれた。反面、極度の営利優先主義の結果、青少年を取り巻く社会環境にマイナスの影響ももたらしている。

特にマス・メディアによる影響は大きく、性や暴力を露骨に扱ったテレビ番組・雑誌・ビデオ・DVD、さらには、インターネットやテレビゲーム、携帯電話などのニューメディア等が青少年に多大な影響を与えている。

もちろん、これらのマス・メディアは、情報をより早く豊富に得ることができたり、友だちとの情報交換や連絡に利用したりすることもある。しかし、一方ではマス・メディアを通じた有害情報が青少年を蝕んでいる現実もある。また、携帯電話の普及に伴う「出会い系サイト」に絡んだ事件の多発などの問題も起きている。

2 青少年の現状

青少年は、一人ひとりが異なる個性を持ち、異なった意識を持って生活している独自の存在である。そうした観点からは、青少年の現状を一括して述べるのは無理があることかもしれない。

良くも悪くも青少年は、彼らを取り巻く様々な環境の影響を受けながら、自己の考え方や行動を決めていると言える。青少年の傾向を正しくとらえ、青少年によりよい環境を提供するため努力をすることが大人に求められていると思われる。

(1) 問題行動の低年齢化

神奈川県警察本部によると、平成17年度は暴力行為の発生件数が全体に減少しているものの、小学生の暴力行為などが増加し、問題行動の低年齢化が懸念される。

校内暴力も後を絶たず、平成17年度に県の警察が認知した校内暴力の総数は69件で、前年に比べて25.5%の増加になっている。

この数はあくまで警察が認知した件数であり、実数ははるかに多いと考えられる。校内

暴力件数の内訳に対教師暴力が41件含まれていることも考えなければいけない。

なお、不登校児童生徒数についてはここ数年横ばいであったが、平成18年度の不登校の割合は、中学生が2.86%（35人に1人が不登校）と過去最高となった。（文部科学省・平成18年度「児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

不登校児童・生徒の早期発見・早期対応などきめの細かい支援が必要であり、本市では、総合教育センター等の公的相談機関を設置したり、NPOなどの民間機関と学校、家庭、関係機関が緊密に連携したりして対応をしているが、さらなる行政の支援が望まれる。

（2）すぐキレやすい若者たち

今まで、友人同士で楽しく談笑していた仲間の一人が、突然、怒り出し、大声でわめき散らしながら、友人に殴りかかる。

現在このような光景は珍しくないと言われている。普通、幼児期の子どもたちの特色とされる突然理性を失った突発的な行動は、今や小学生から大学生までよく見られる行動になっている。発達段階に応じた自制心の育成が望まれる。

（3）不十分な生活習慣の確立

生活習慣については、文部科学省が平成17年3月から4月にかけて実施した「義務教育に関する調査」の中で

- ・平日の24時以降に就寝する割合は小学6年生で約1割、中学2年生で約5割、同3年生で約6割と年齢が高くなるにつれ、その割合が多くなる傾向が見られる。

- ・毎朝、食事をしている子どもは学年が上がるにつれて低下している。小学4年生では約9割が食事をしているのに対し、中学1年生では約8割となっているが、同3年生では7割に低下している。この結果は、前述した本市の小・中学生を対象とした調査（川崎市総合教育センター・平成18年3月「川崎市小・中学校基本調査」）でも同様な結果が出ている。

- ・休日にテレビやビデオ・DVDを3時間以上視聴する子どもは小学生で約4割、中学生で約5割となっている。

また、学校保健統計調査では、肥満傾向の児童生徒が増加しており、小学6年生では昭和57年に7.1%であったものが、平成17年には10.2%とほぼ1.5倍となっている。他方、痩身傾向の児童生徒もすべての学年で増加しており、小学6年生の児童では昭和57年に1.4%であったものが、平成17年には3.5%となっている。

上記の調査結果から、子どもたちの体の状況に課題があることがわかる。体の課題は心の成長にも影響を与えることから、速やかな対策が必要である。

(4) すぐ諦める子どもたち

学業でもスポーツでも自分より優れているものがあると、すぐにその相手と競うことをやめてしまう。その結果、スポーツチームでも塾でも、さらに学級や兄弟間でさえも優劣の順位がすぐに確定してしまう傾向があると言われる。しかも、確定した順位の中に安住し、より高い順位を目指そうとはしないことに危惧する必要がある。

絶えず競争社会の中におかれている子どもたちが、そのような環境から逃れて、より安泰な生活を送りたいという意識の表れの一例であろうか。

(5) 自己肯定感や自尊感情の低い子どもたち

学習や将来の生活に対して無気力であったり、不安を感じたりする子どもや自分に自信のない子どもたちが増える傾向にある。

日本青少年研究所が行った「高校生の学習意識と日常生活調査報告書 日本・アメリカ・中国の3ヶ国の比較」(2005年3月)では自分の生活についての自己評価として「物事に積極的に取り組むほうだ」「私は、リーダーシップをとるのが好きだ」「自分の欲望をコントロールするほうだ」「よく勉強するほうだ」など肯定的な回答をした割合が、我が国の高校生は3か国の中で最も低いという結果が出ている。

また、内閣府の「低年齢少年の生活と意識に関する調査報告書」(平成19年2月)は、平成11年9月に行われた同じ調査との比較で「自分に自信がある」と答えた小学生は、56.4%から47.4%に、中学生は41.1%から29.0%に低下している。これらの結果からも自信のなさが増えるとともに、人間関係の形成が困難かつ不得手になっていると捉えることができる。

生活の中で自信を持って取組めるものがあることは、自尊感情を高め、向上心を育むうえで大切である。家庭や学校で家族や友だち、教師からほめられたり、励まされたりすることによって自分の良さに気づき、自信を持って生活できるよう育成を図りたい。

子どもたち一人ひとりが自らの良さに気づき、自己肯定感を高めていけるような指導や支援が必要である。

(6) 現実から逃避する若者たち

コンピューターやテレビゲーム機器を使って作り出されるバーチャルワールド（仮想世界）へののめりこみが問題となっている。

バーチャルワールドで得られる架空体験とは、まるで自分が現実の世界にいて、それを自由に楽しんでいるような錯覚に陥ってしまうものだという。さらに次々と新製品が作られる状況のもとで、毎日、暇さえあれば朝から夜までテレビゲーム漬けの生活を送っている若者が増える傾向にある。その結果、人間関係の形成が困難かつ不得手な子どもたちが現実を逃避し、仮想世界にはまってしまうという悪循環も指摘されている。

3 青少年施策の課題

(1) 子どもの権利の尊重

ア 子どもの権利条例の推進

平成12年12月「川崎市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市青少年施策の基本理念が明確になった。その前文（その一部）に

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

と、「子どもの権利」について、青少年自身が認識を深め、自他の権利が保障されるためには、互いに尊重し合うことの大切さが述べられている。

また、この条例では、青少年が大人と共に社会を構成するパートナーであり、未来の社会の担い手として、社会のあり方や形成にかかわる固有の役割を権利として認め、青少年の立場から積極的に社会参加、社会事業への参加を期待している。

この条例を受けて、行政では、例えば「川崎市子ども会議」「学校教育推進会議」等、青少年自身による意見表明の場の設定をした。また、「子どもの権利の日」制定とそれにかかわる各種事業、子ども夢パークにおける事業等、青少年の創意工夫による活動を推進している。

平成17年3月には「子どもの権利に関する行動計画ー子どもの意見表明・参加を中心

として一」を策定し、子どもの権利の保障を総合的・計画的に推進している。これら、行政施策の推進は、各種会議や事業に参加した青少年に好意的に受けとめられ評価されている。

平成17年「川崎市子どもの権利委員会」が実施した「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」によると、「川崎市子どもの権利に関する条例」について、その認知状況は次のようになっている。

条例の認知度

	平成14年	平成17年
職員	96.7%	96.5%
大人	31.0%	25.7%
子ども	45.2%	41.0%

※職員は、市立施設等の職員の男女個人

条例を「知っている」と答えたのは、川崎市立施設の職員はほとんどだが、市内在住の一般成人や子どもは半数に満たない状況となっている。

条例制定により、各種の制度が制定され活動しているが、その状況を子どもは、どの程度認知しているのかを調査した結果は次のようになっている。

条例に基づく各制度の認知度（平成17年度調査）

かわさき子どもの権利の日	15.2%
川崎市子ども会議	36.4%
川崎市子ども夢パーク	15.5%
学校教育推進会議	12.4%
人権オンブズパーソン	13.1%
川崎市子どもの権利委員会	9.1%
川崎市ホームページ（子ども）	11.5%
1つも知らない	39.7%

各制度に参加した青少年は活動を楽しみ、有意義なものだと評価している一方で、条例の制定を知らない者、知っていても制度に参加しない（できない）者が多くいることに注目する必要がある。

各制度に参加した青少年が、その良さと大切さを広めるよう、互いに話し合い仲間を誘い合うことが望まれる。また、行政も条例や条例に基づく各種制度を多くの市民、特に青少年に広く認知してもらう施策を考慮する必要があると望まれる。

イ 相談・救済機能の充実

少子化、核家族化、高齢化、情報化が進み「社会の変化」が言われるようになって十数年が経過した。この傾向は、ますます深刻になっているとも言われている。特に、コミュニケーションの基本である言葉遣いの変化が課題になっている。

平成19年度、神奈川県教育公務員弘済会が県下の学校に教育研究論文を募集したところ、応募論文で最も多かった研究内容は「コミュニケーション・言葉」、国語教育の「聞く・話す」に関するものであった。学校の校種を問わず、幼児・児童・生徒にコミュニケーション能力や「言葉遣い」について指導の必要性が伺われる。

「言葉遣いの荒さ」「言葉の簡略化」等の原因は色々あると思うが、その一因に粗悪なテレビ放送番組が考えられる。

かつての社会には、「恥の文化」「察しと思いやりの文化」があった。相手に恥をかかせない思いやり、相手の心の痛みを察する思いやりが人間関係の根底にあった。このような美しい「察しと思いやり」が薄れてきた原因の一つとして「言葉遣いの変化」があるように思われる。

平成18年度の川崎市オンブズパーソンの報告書によると、相談内容には、虐待、いじめ、体罰、セクハラ、差別、教員等学校側の不適切な言動等があると報告されている。

言葉による心理的虐待、言葉によるいじめ、無視によるいじめ、言葉による差別等、言葉遣いが原因になっているものが多くみられる。

特に「言葉遣いの乱れ」は、「いじめ」の誘発原因の一つになっている。平成18年の「いじめ」の内容は、言葉によるもの21件、無視が13件、暴力が12件、その他いたずら等となっている。

オンブズパーソンに相談するのは、氷山の一角ではないかと思われる。相談・救済機能を充実させるためには、保護者や地域への積極的な働きかけが必要である。

本市では、現在中学校全校に「心の相談員」が配置され、小学校や高等学校にもスクー

ルカウンセラーが配置されたが、さらに充実を図る必要がある。

また、「こども文化センター」や「わくわくプラザ」等での相談・救済機能の充実、特に言葉遣いに遠因するものへの対応が望まれる。

ウ 支援を必要とする子どもの施策の充実

青少年を取りまく環境が多様化し、また、核家族化の進行や地域から孤立化した家庭の増加は、青少年の健全な成長に影響を与えていると言われている。

子どもの養育に自信がない親は、子どものしつけや家庭教育が不十分になる傾向がある。時には虐待をしても罪悪感がなかったり、虐待が日常化したりすることもある。極端な場合は養育を放棄すると聞くことがある。

児童相談所では、子どもの不登校に悩む親、子どもの反抗や家出、非行に困惑している親等、大人が自分の子どもの養育に悩んでいる例が数多くあると指摘している。子育てに悩む親の支援は必要だが、子ども自身が最も被害者であり、その救済が急がれるのは子ども自身である。

本市では、児童相談所をはじめ「支援を必要とする子ども」のために、各区総合相談窓口、人権オンブズパーソン、各地域療育センター、精神保健福祉センター、県警少年相談保護センター等と連携を取り、その施策の充実を図っている。電話による相談も、ヤングテレホン相談、思春期保健電話相談、心の電話相談、電話教育相談等が充実しつつある。

支援を必要とする子どもや保護者は、その悩みを解決するために苦勞をしているが、各施設や電話相談が充実していることを知らない場合があると聞く。必要な者には適時に対応してくれることを、さらに広報啓発することが期待される。

また、本市には在日韓国・朝鮮人が在住している歴史的な経過がある。最近では海外からの帰国児童・生徒、多くの外国人が居住している。

このような人たちと実践的な活動を通じて、青少年の国際性を豊かにすることは大切である。多様な歴史、文化、伝統への理解を促進するために、ふれあい館や国際交流センターの事業が重要になってくる。学校や地域諸団体が、それぞれの場で青少年参加による実践活動が今後ともさらに充実することが望まれる。

エ 情報提供・意見表明

「川崎市子どもの権利に関する条例」では、子どもの意見表明権を認めている。その施策として、インターネットの川崎市ホームページに「かわさきしこどもページ」が開かれ

ている。ページの更新も定期的に行われ新鮮な情報が常時提供されている。

子どもにとって興味や関心のある項目を「しってる？かわさきし」「かわさきキッズタイムズ」「そうだんしたいとき」等、分かりやすく紹介している。特に、「こどものけんりつて」では、条例が分かりやすく解説されている。また、「市長のページ」では、市長が子どもたちに「一緒に考え、一緒によい町にしよう」と分かりやすく呼びかけたり、市長の一日を紹介したりしている。

また、「川崎市子ども会議」がつくられ、平成19年度で6年目を迎えた。会議に集まった子どもたちは、自分の創意と工夫で「自分のやりたい事」を“この指とまれ”と、呼びかけ意欲的に活動している。会議を通して、子ども同士の交流を深めたり、子ども集会の企画や市長への報告書等を作成したりしている。

いずれの施策も、子どもの目線に立って、子ども活動を促進させ支援するものとなっており、他都市ではなかなか行われぬ施策だと高く評価されている。それと同時に、すばらしい活動や行事が子どもの主体性を生かし行政の支援により施策化されていることを、さらに多くの青少年に波及させたいとの声もあがっている。

なお、青少年の活動を支援するNPOやNGOの活動があるが、これらの団体や機関に対して、情報の提供を行政に望む声が多くあることに留意する必要がある。

NPOやNGO活動に対する川崎市の支援について (%)

(「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」平成17年10月より)

現状でよい	4.4%
情報の提供を	37.8%
集会の支援を	5.8%
財政的支援を	7.7%
支援はいらない	2.1%
わからない	34.4%
無回答	7.9%

(2) 青少年の社会参加の推進及び自立への支援

ア 社会参加機会の充実

青少年が自分の生活する社会を見つめ、社会生活に適応できるよう社会参加の機会をも

つことは大切なことである。

財団法人日本青少年研修所が実施した「高校生の友人関係と生活意識調査報告書」(平成17年度)によると、青少年の生活で関心が高いものは、マンガ、雑誌、ドラマ、映画等で、低いものは「地域社会への関心」となっている。一概には言えないが、青少年の中には、自分固有の世界観をつくり、その中に浸っている者もいるようである。テレビをはじめ多くの情報に影響を受けているのだろうか、自分の生活する社会とマンガやドラマの世界と混同していることもあるようである。

青少年が健全な社会参加を図れるよう、本市では施策に工夫をしている。インターネットの川崎市のホームページには、見やすい場所に新着更新情報があり「イベント・講座」「募集」「その他の案内」が常時、数十件掲載されている。また、同じホームページの「子どもページ」にも、子ども向けのイベント情報が数多く紹介されている。例えば、〇〇のお祭り、民家園で「お月見をしよう」遊び、下水道作品コンクールの入賞作品展示、川崎市アートセンターオープン記念公演、世界の広場プレハロウパーティー等、興味や関心のあるものがみられる。青少年にとって、インターネットで各種のイベント情報が簡単に入手できるよう配慮できている。

これらの地域で開催されている各種イベントや行事への参加状況は

地域のスポーツ、お祭り、行事等への参加状況

(「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」平成17年10月より)

参加している	28.9%
まあ参加している	36.2%
あんまりしていない	17.2%
参加しない	17.4%
無回答	0.2%

と、60%以上の子どもが参加している。行政の施策努力が見られるが、なお、参加していない者もかなり多いことが示されている。

参加しない理由を問うと

友だちがいないから	13.7%
やりたいことができない	20.9%
塾や習い事があるから	16.5%
その他	58.2%

「やりたいことができない」との理由がかなり割合が高く、イベントの開催方法、遊び場の工夫、放課後の校庭や施設利用等、さらなる工夫努力が必要であると思われる。

イ 自立的活動の支援

少年期から青年期に成長する過程で、未知なるものへの挑戦、特に未知の土地へ出かけ生活する体験は、時に成就感や充実感をもったり、失敗や挫折感を味わったりする。このような経験を積み重ね、やがて青少年は自分自身に自信を身に付けていくものである。

このような経験をしているとき、大人の必要以上の干渉が障害になることも留意する必要がある。大人が安全優先する配慮をすることは大切だが、青少年が自分自身の活動について安全基準を考え判断する能力を育成するよう寛容な気配りが必要である。

本市では、例えば「地域間交流推進事業」として、子どもが未知なる土地である北海道岩見沢市や中標津町、岩手県花巻市、和歌山県太地町、島根県益田市等、多方面へ出かけ、地元の人々との交流を進める活動をしている。この事業の特色は出先が未知なる場所であり、未知の他人との交流だけでなく、出かける仲間も昨日まで交流がない、知らない者同士が活動することである。未知の場所で知らないもの同士が共通の目的をもって協働する活動である。

毎年、参加した子どもたちが感想文を書いているが、参加した多くの子どもが「出発するときは隣に座っている子の名前も住所も知らなかったのに、帰るときは兄妹のように仲良くなり、助け合い、協力し合ったことにより相手の気持ちを察したり思いやったりする心が育った」等と述べている。印象的な事例では「母親がわが子の内気で友だちができない性格を改善しようと参加させたところ、家に戻ったわが子が別人のように元気になった」と、感謝している。この子は毎日顔を合わせている学校の同級生に友だちができなかったそうだが、初めて出会った子どもと一緒に未知の土地で勇気を奮い冒険をしたことで、自立の「きっかけ」ができた。

青少年の自立支援の施策は、これまでも数多く実施されてきているが、前述のような参

加者の多くが成功感、満足感を味わえる事業は、さらに充実・拡大されることが望まれる。希望者が多く抽選の結果、参加できない子どもが可哀相である。

「地域間交流推進事業」は、青少年が出かける先の自治体や受け入れ家庭の協力、参加者の費用負担等が必要であるが、同じ目的を持った施設として、川崎市青少年の家がある。宿泊を通して、不登校に陥った子どもの学校復帰活動、特別支援が必要な子どもの適応指導等に大きな成果を上げているが、さらなる施設活用の充実を図ることが望まれる。

ウ 青少年活動リーダー養成

青少年が社会参加により自分自身をよりたくましく成長させるには、大人の指導と同時に仲間の指導的役割をするリーダーが必要である。

青少年が参加している各種団体には、「技能を磨き強くなりたい」「相手チームに勝ちたい」「より美しいものを作りたい」等、目的の明確な団体と、ある場所に三々五々集まってきて、時間を共有し、やがて解散する突発的、一時的な団体がある。

前者のように目的が明確な団体でも、その目的が奉仕的なもの、ボランティアやサポートが主たる活動になるものの中には、構成員の青少年が次第に減少傾向にあるとの報告がある。青少年団体の活動傾向とは反対に、学校では奉仕活動を教育課程に位置づけているところも出てきた。奉仕活動を推進するために、生徒同士で話し合いをさせ、コーディネーターを選出したり、活動分担ごとに仮のリーダーを決めたりしているところもある。「奉仕活動を通して、他人に共感し社会の構成員であることを実感したり、社会に役立っている喜びや勤労の大切さを体験したりできる」と、目的をより明確にしている。

奉仕活動やボランティア活動等の目的を持つ青少年団体では、その必要性に応じてリーダーやコーディネートする者が育つように留意する必要がある。

また、災害救援等の突発的活動、講演会の参加者勧誘や動員等の一時的に構成される青少年団体では、他の団体との連携や協力ができるよう行政の支援が必要になる。これらの活動を想定し日常的に研修会を設けリーダー研修、組織に活力を発揮させるインリーダー養成研修が望まれる。そのよい事例として「川崎青少年の家」での「青少年フェスタ」がある。このような例を参考に研修会の充実が期待される。

エ 青少年の居場所づくりの促進

テレビゲーム、インターネット、映像情報の過大化により、バーチャル・ワールド（仮想世界）に浸る傾向が進んでいると言われている。青少年の中には自分の部屋に一人だけ

で長く深く浸っている者もいると言われる。長時間仮想社会にいる者はコミュニケーションの必要がなく「個」でも平気になったり、その能力が低下したり不足したりすることがある。集団組織の中で自分が尊敬される一員としての存在感を失う者もいる。さらに学校では不登校に陥ることもある。

青少年自身に、仮想社会は所詮仮想社会であり、現実生活している社会とは全く異なる世界であることを認識させる必要性が急がれている。そのために、青少年が再度、実社会をしっかりと見つめたり、実社会が魅力ある環境であることを知らせたりする工夫が必要である。

本市では市内のすべての公立小学校に「わくわくプラザ」を、中学校区には「こども文化センター」を、さらに「子ども夢パーク」も設置し、子どもの居場所の確保に努めている。これらの施設は、生活年齢が高くなるに従って活用する子どもの数が減少する傾向が続いている。施設の管理だけでなく、サポートに工夫が求められる。

オ 文化・スポーツ・レクリエーション支援

本市では、「読書のまち・かわさき」「音楽のまち・かわさき」を市政文化活動の中心施策に取り上げている。市内各区に完備された図書館は互いにオンライン化され、利用状況が改善されている。青少年の多様なニーズに応える施策が着実に進行しているが、今後とも充実発展が続くよう期待される。

これまでに、「青少年創作センター」での創作活動、「市民ミュージアム」での薫り高い文化芸術を鑑賞する機会が設けられている。

川崎駅西口には音響効果のすばらしい「ミュージア川崎」が完成し、青少年は学校教育の一環として活用し、最高レベルの音楽鑑賞をしている。麻生区には「アートセンター」が完成し今後の活用が大きく期待される。

「川崎球場」が改修されアメリカンフットボールのワールドカップが開催された。等々力陸上競技場、幸区や麻生区にある野球場に加え、サッカー・ラグビー型スポーツの施設も充実してきた。青少年にとって活動の環境が整いつつある。青少年が施設を活用し健全な活動の輪が広まることが期待される。

(3) 小学生の居場所づくり

子どもの教育は学力偏重の風潮が長く続いてきた。現行の学習指導要領では「総合的な学習の時間」が設けられ、能力の育成と同時に「子どもの学習にゆとりと充実」が重視さ

れている。しかしながら、学力偏重の状況は現在でもあり、子どもは忙しい毎日を送っているのが現実のようである。子どもが子どもらしく遊び、「ホッと安心できる場所」が必要であるが、その状況は次のようになっている。

家・学校以外でホッとでき安心できる場所

(「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」平成17年10月より)

祖父母の家	37.6%
友だちの家	32.8%
特にない	22.3%
公園	16.5%
ゲームセンター等	14.2%
図書館・市民館	11.9%
ショップ	11.1%
習い事・スポーツクラブ	10.2%
ファミリーレストラン	7.9%
塾	7.9%
コンビニ	6.3%
こども文化センター	4.7%
わくわくプラザ	1.0%
子ども夢パーク	0.8%
フリースペース	0.1%
その他	6.0%

10年ほど前から、本市では、「子どもが子どもらしく地域の中で子供同士で遊ぶ」居場所の設置を進めてきたが、現在では、すべての小学校に「わくわくプラザ」が作られ、希望する子どもはすべて放課後、仲間と一緒に楽しく過ごせる環境が整っている。

施設の運営や利用者からの要望に応え、行政は整備を続けてきている。その状況については平成11年度の青少年問題協議会意見具申書に記載したとおりである。平成18年度から、施設の運営を民間の指定管理者に移管した。これまでは、どちらかという施設の管理に重点が置かれていたが、今後は施設を利用する小学生の支援活動に重点を置き、利

用する小学生が互いにコミュニケーションを図れるようにすることが期待される。指定管理者はサポート体制の質を高くするために、相談体制を確立し、特別支援の必要な子どもが安心して遊べる居場所づくりが進めるよう期待される。

(4) 中・高校生の居場所づくり

現在の青少年プラン作成にあたって、平成10年度に「市民シンポジウム」を開催した。また、青少年にヒヤリングを行っている。その結果によると、中・高校生の居場所について、「ホッと安心できる場所」は、自分一人の場合、自宅・自分の部屋だと回答している者が多くいた。

友だちと一緒にいる場合は、中学生では自宅が多かったが、高校生では、繁華街や公園、ファースト・フード店、ゲームセンター、カラオケ等を挙げていた。

居場所については、「こども文化センターで中学生も遊べるようにしてほしい。子どもから大人まで異年齢でもっと自由に遊べるように、夜まで開いてほしい」との意見があった。中・高校生の中には、「昼間学校が忙しいが夕方から夜間は自分の時間として趣味や創造に個性を発揮したい」との要望があった。

本市では、これら青少年の願いに応える施策を実施し、小学校の校舎内に「わくわくプラザ」を設置し、こども文化センターを中・高校生が利用しやすいよう夜9時まで開放している。要望の実現に向けた行政の努力は市民に評価されている。

これまでは中・高校生の居場所提供としての「こども文化センター」であったが、今後は、青少年の音楽表現や創作、美術制作、趣味の場等でサポート体制が図れ、相談に応える機能を整備されることが期待される。

(5) 地域における社会的資源の活用

青少年は学校で学んだり、家庭で過ごしたりするのは異なる地域の人々と一緒に活動する体験を通して、たくましく成長し自信や豊かな心を身に付けることができる。

本市では青少年の育成に向け、地域社会の人的資源の活用に配慮が望まれる。特に、指定管理者による運営施設では、指定管理者が地域での青少年育成に成果を上げ業績を積み重ねたことが評価され指定されていることに留意し、これら指定管理者による青少年育成支援が発揮できるよう工夫する必要がある。

青少年には多様な体験学習の場が必要である。その場の提供は主に地域の人々であり、青少年関係団体であるが、それらの団体との連携協力が密になるよう工夫することが大切

である。

青少年の中には、人間関係に不信感を持っていたり、社会不適応になっていたりする者もいる。そのような青少年をサポートするNPO等の団体が市内にはいくつかある。青少年をサポートするNPO等の所在を知らない者もいる。地域の人々の積極的な教育力に期待できるものは、活用するよう広報等の工夫が求められる。

また、青少年の中には、情報選択能力が不足していたために、被害者になったり、不本意ながら加害者になったりして困惑している者もいる。情報選択能力の育成は学校はもとより、地域の人的・社会的資源を活用し、情報化社会で被害、加害者にならないよう未然防止対策が望まれる。

地方分権が進み、これまで国が行っていた施策でも地方でできることは地方で、また、市の施策が区に、市や区の行政がしていた施策でも民間にできることは民間で行うように社会が変化してきた。青少年育成についても地域でできるものは地域社会に委ねることが望まれる。その内容を明らかにする必要性が生じている。

(6) 家庭・学校・地域の連携による支援体制づくり

子どもは周囲の環境から「学ぶ」ことを通して成長する。「学ぶ」とは「真似る」から転化したと言われている。大昔の子どもは親が食料確保する仕事を真似て育ち、中世の子どもは必要最小限の「読み・書き・計算」を真似て学び、近代では社会の複雑化により専門教育の学校で学ぶようになった。

人間生活が豊かに快適になったと言われている。「時代の変化によって地域社会や学校が変化しても、家庭の団らんと安らぎの家庭は変化しない」と願っている人々が多いが、家庭も変化してきていると指摘する者もいる。

家庭は、人間生活の出発点として、社会に出る必要十分条件を備えて欲しいものである。即ち、心の安住の場所、必要な規範意識の醸成、社会のルールや基本的なマナーの育成等、人を育むのは家庭であることを再認識し啓発する必要がある。

学校は、社会の要請に応え、社会の変化に対応できる教育環境の中で、青少年の健全育成の基礎基本を分担していることを再確認し、地域や保護者の信託に応えることが大切である。

地域は、青少年の育成に地域が重要な影響を与えることを再確認し、大人の意識改革が急がれていることを啓発する必要がある。

特に、これからの青少年育成には、家庭、学校、地域の分担と連携を、それぞれの時と

場に応じて明らかにしていくことが大切である。

(7) 青少年が安全で安心して過ごせる社会環境づくり

社会の多様化・複雑化等、変化が激しく、青少年の周囲は危険が多くなっている。安全の聖域と言われてきた学校に乱入し殺人事件を起こした例もある。

これまで、小学校低学年では「交通安全教室」、中学年では「自転車の正しい乗り方教室」、全校一斉に地震や火災等の「防災避難訓練」等を計画的に実施してきた。また、登下校の安全対策として「こども110番の家」が整ってきた。さらに、低学年児童には防犯ベルを持たせている。

本市では、不審者対策として防犯の教職員研修や「スクールガード・リーダー」の設置もした。行政と学校との間でインターネットによる危機管理情報の連携も取れるよう配慮されてきた。携帯電話やパソコンのインターネットについて、学校は使用方法を指導しているが、「使用上の約束を守らない子ども、最新機能を知らない大人」の現状に留意する必要がある。インターネット使用が便利であると同時に、子どもが危険を予測し回避できる能力を身につけるよう指導する必要がある。

家庭では保護者が、学校では教職員が、地域では大人が近隣の子どもを見て「いつもとちがうぞ」と、子どもの様子から不安要因を予見し、危機意識が醸成するよう期待される。

Ⅱ 川崎市青少年プランの検証

1 総合的施策の推進

(1) 本市青少年問題協議会「川崎市青少年プラン」の提言

第20期本市青少年問題協議会は、設置法の趣旨に沿って、1999年（平成11年）11月、青少年の育成の基本理念に基づき、将来にわたっての「青少年の自己成長の積極的支援」という立場から総合的施策を協議、その提言内容を「川崎市青少年プラン」としてまとめ具申した。

以来8年間の経過の中、本市各行政部門の努力によって、青少年施策の総合的な推進が図られてきた。

例えば、本提言の趣旨に沿って全国に先駆けて実施された「わくわくプラザ」や「こども文化センター」の施設や運営の改善等も、その成果の一つである。

特に平成15年度より全市114の小学校に設置された、放課後の小学生の居場所を確保するための「わくわくプラザ」では、全校児童の44%が登録利用という実績を上げている。

一方、同じく「こども文化センター」でも、15年度より開館日、開館時間拡大や施設の一部改修等、特に中・高校生、一般市民のニーズに沿った改革が実施された。

なお、その他、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についても、関係機関、団体等との密接な連携のもと、青少年の主体性を尊重しつつ日常的な施策が具体的に進められている。

しかしそうした成果を踏まえながらも、当初の具申よりすでに8年の経過を経ている。その間、社会の急速な変化や、それに伴う要求課題の変化、また青少年の更なるニーズ等を勘案しながら、将来を見据えた青少年の育成と言う立場から、再度新たな検証が求められている。

(2) 青少年行政の統合、連携

本市の青少年行政は、その施策の総合的推進を図る目的の中、従来から複数の部署で所管され、その間、青少年関連業務の整理という立場から、平成9年度より市民局に統合、移管されてきた。

しかし、教育行政の面からは社会教育、生涯学習関連の中で、青少年施策として位置付けられている部門もあり、一方、施策具申のための審議内容も、本市青少年問題協議会や

児童福祉審議会等で重複して取り上げられる内容も多い。

こうした面で、青少年施策の総合的推進を適正かつ効率的に図るためにも、事業内容を含めた行政内部の執行体制の統合の可能性を含め、速やかな連携のあり方を再度検討する必要がある。

(3) 青少年活動への支援と施策の検討

本プランの青少年育成の基本理念は、単に「非行対策」に止まらず、長期の未来展望に立った青少年の社会的自立願望への積極的な支援策にある。

そのためには青少年の生活場面への積極的な関わりを通じて、より充実した社会参加への成果が得られるような具体的な活動場面や、そのための関連施設の整備や推進体制が図られる必要がある。そのための行政はもちろん地域や関連団体等の支援や連携の体制が問われる。

検証の一つは、「いじめ」や「虐待」等、緊急の課題に即応できる、安全管理について、適切なシステムづくりや、その対応が的確に図られているかである。

二つめは青少年が積極的に、興味をもって参加するための情報が整備されているのか、またリーダーを含めた人的資源や、活動の場所及び設備等の物的な資源が十分工夫されているかなど、青少年の願望に応える多様な活動の機会と場が用意されているかである。

三つめは青少年の活動を支援するネットワークづくりが、各種関係機関、団体、地域、家庭を含めて密接に構築されているか。

この観点に沿った青少年関連諸施設の推進体制の整備と見直しが求められ、この面での今後のさらなる改善への努力が望まれる。

2 権利の尊重

(1) 子どもの権利条例の制定と人権施策

平成13年、本市は新たに「子どもの権利条例」を制定、現在「子どもの権利委員会」「子どもの権利施策推進部会」等が行政部門に設置され、具体的な施策の推進が図られている。

「子どもの権利に関する条例」は青少年プランの策定に当たっての基本理念と合一のものとして、強くその諸施策の中での趣旨徹底が要望されている。

そうした要望を踏まえ、意見表明の場や青少年施設運営等への青少年の積極的参加等、施策の面に生かされた事業が展開されている。

例えば「川崎市子ども会議」の実施等である。これは「参加する権利」の具体的実践の場であり、依存から自立への自主的活動を支援する具体的な機会を保証するものである。しかし、今後、改善するものとしての幾つかの要望もある。

一つは、各種子ども会議の相互の連携のあり方である。現在、市、行政区、中学校区等で行われている「子ども会議」の相互の連携を一層図る必要がある。

また、各中学校区を単位に進められている「地域教育会議」と「子ども会議」の効果的な連携、連携の仕方も関係各機関、団体等から要望されている。

また、これらの事業を支援するサポーターの継続的な関わりや、リーダーまたはインリーダーのファシリテートする技術の伝承の工夫も求められている。

この点についての行政の支援のあり方が検討されるべきである。

(2) 情報ネットワークと救済、支援のシステムづくり

現在、子どもの人権についての普及啓発が急務とされている。依然として発生する「いじめ」や「虐待」等、人権侵害の事実から青少年を守るためにも、こうした人権思想や理念を具体的な形で広く市民に熟知させることが求められている。

そのための情報提供の手立て、例えばパンフレットや相談カードの配布、また人権研修会や集会など工夫されているが、さらにインターネット等、情報機器の効果的な利用の仕方など工夫する必要がある。

中でもいじめの問題等、深刻な人権侵害については、学校の生活の中で、人権条例の趣旨、理念を徹底して指導する方法について、行政部門と学校との連携や協力がさらに活かされる手立てが求められている。

なお、救済、支援のシステムづくりについては、直接の関係機関としての児童相談所や司直、行政等と学校、地域、家庭を結ぶセーフティ・ネットワークの新たな検証も必要である。

3 社会参加へのきっかけづくり

(1) 遊び空間等の創造と仲間づくりの推進

遊び空間の居場所としては、市内の各種公園や各種多様な遊び場がある。しかし、特に日常的に安全な場所としての条件を踏まえた施設として、こども文化センターや、新たに全小学校に新設された「わくわくプラザ」また「子どもの権利」の項で触れた「子ども夢パーク」等が魅力ある施設として挙げられる。

◇「こども文化センター」については、平成18年度より、その運営は指定管理者制度に移行。従来からの小・中・高校生の居場所から、さらに一般市民の地域活動拠点の役割や、また乳幼児の子育て支援拠点としての役割も同時に含まれている。

これら幅広い層に活用してもらうためさらなる工夫と、特にスタッフ支援の充実が求められる。まず長期的な人材確保と指導技術や信頼性の育成。また、情報や資料の収集や活用の仕方。中でも地域の人材をどう活用するかは課題がある。夜間利用する子どもたちに対する対応の面からも、子ども権利条項の十分な認識と、この期における心理の理解等の研修が夜間スタッフたちに求められる。

◇「わくわくプラザ」事業についても、平成18年度より指定管理制度に移行。ここでも支援スタッフの充実が求められる。特に放課後子どもプランの実施と併せ、事業の再点検が要求される。施設面では利用者の増加に伴う狭隘施設の改善、また障害のある子の受け入れに対するスタッフ及び施設の改修等、考慮すべき点が多い。

なお、「子ども夢パーク」をはじめ関連事業やイベントの開催等についても、子どもの参加促進への広報やスタッフはじめサポーターへの研修や、施設の一層の改善努力が望まれている。

(2) 自然とのふれあい活動の推進

情報社会の中でとかく情報機器を通じて仮想体験に偏りがちな青少年に、豊かな自然体験に触れる機会と、そのための施策を強く求めている。その意図に沿った施策として、自然教室や野外活動等による自然との触れ合い活動が進められ、特に「八ヶ岳少年自然の家」等を中心とした体験型事業が継続して実施されている。これらの事業はさらに自然保護や環境保全への理解を深める面でも、今後一層の推進事業として期待される施策である。

(3) 文化とのふれあい活動の推進

◇ 芸術、芸能の資産の掘り起こしと活用について

特に最近では地域の伝統芸能や文化遺産等の公開も積極性を増し、市内の文化人や芸能人またはこれらに関する人材資源の活用も盛んになり、各地でのイベント的な事業等も行われている。今後ともさらに青少年の文化振興に寄与するための各種文化団体や地域、行政の一丸となった連帯が求められる。

◇ 芸術、芸能、文化事業の積極的な推進

この種の文化事業の推進の中でも、特に「音楽のまち・かわさき」のもと、専用音楽ホールの利用を含めて、市内各地での青少年の音楽活動が盛り上がりを見せている。また、演劇活動では、青少年舞台芸術活動として男女共同参画センターホール等市内文化ホールを拠点として行われ、市民を始め多くの青少年の共感を得た。これらの活動は平成19年秋以降「川崎市アートセンター」の開館に伴いさらにその支援の柔軟な体制の確立と施策が期待されている。

(4) スポーツ・レクリエーションとのふれあい活動の推進

スポーツ大会等、青少年のスポーツ、レクリエーション活動を促進する事業が関連団体や自治団体との協力の中で進められている。しかし、平成18年度以降、指定管理者制度導入を受け、主な実施主体が民間団体に移行したため、どこまで行政が実態を把握かつ関与していくかについて、今後十分な検討が必要である。

特に現状では、指定管理者の請け負い年数が3年または5年という区切られた期間であり、また運営上独自に営利という面からも、将来を見据えた指導者やサポーターの獲得や、質の向上に向けた研修等の面で問題を多く抱えている。

(5) ボランティア活動の促進

サマーボランティア体験事業等、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを図る学習や事業が進められてきた。具体的には行政と学校・市外郭団体が行うボランティア活動が主体となっている。しかし、今後は実施主体が指定管理者制度導入により、民間に移行したものもあり、行政との共催を離れた事業については現状の把握が難しいものもあり、今後は情報把握と連携のあり方を十分検討する必要がある。

(6) 国際交流活動の推進

国際交流等への参加、参画を図るためのプログラムづくりの促進が図られた。特に市内「ふれあい館」や「国際交流センター」等を中心に、国際交流や民族文化とのふれあい活動が、地域や各種団体等との協力、連携の中で進められている。

また海外からの帰国子女や他国からの入国移住の子女等の特性の伸長と適応の指導についても、人権の理念を通じて多文化共生の態度と感性を育てる実践活動がさらに継続的に求められる。

(7) 情報提供

青少年活動への参加機会を図るための情報提供が「川崎市生涯学習情報・ステージライフかわさき」から新たに「ふれあいネットシステム生涯学習情報」に事業継続され、さらに多様化する市民や青少年の学習ニーズや、活動の機会へのインフォメーションの役割を果たすことになった。

なお、「子ども未来情報基地」は平成15年に「子ども・夢パーク」が開館したことに伴い、その事業は終了している。

4 自立及び自主活動への支援

(1) 自立のための支援及び居場所づくり

◇「こども文化センター」をはじめ、青少年施設、及び小学校施設等を活用した青少年活動の柔軟な運営と、中・高校生が活動できる居場所の検討

この点における「こども文化センター」の働きについては、すでに「わくわくプラザ」と共に「社会参加へのきっかけづくり」の項（第Ⅱ章第三項）で述べているので重複は避けるが、指定管理者制度の導入によって、従来からの運営に支障が生じるような事態は絶対に避けたい。特に子どもの自発的活動を促進する人材、また中・高校生の世代間の交流を図るための人材等の確保と、その資質を伸ばす研修、また地域の人材やその他、連携と交流をめざす運営が図れるよう考慮すべきである。

「わくわくプラザ」の運営では、学年に適応したプログラムの企画と、子どもの意見が反映できるシステムの作り方などが要望されている。これからは形はできたが内容、つまり運営の質の問題に軸足を移した行政の支援のあり方が改めて問われる。

幼児や小学生が主たる対象となる「こどもの遊び場事業」では、ちびっこ広場9ヶ所、児童用砂場7か所の管理が行われているが、行政の責任においてさらに安全強化の面からも事業の継続が求められている。

◇青少年の将来への自立を支援するために

生涯学習の視点に立って、学校施設、特に図書館や体育館等を含め、学校施設有効活用事業として、市民利用と平行して進められている。

さらに将来を見通したキャリア教育という立場からも、地域の人材や商店街、また企業との連携による職業体験活動や社会体験学習が事業として取り上げられている。また、若

年者就労支援施策として庁内連絡会が設置され、関係機関が連携して支援にあたる事業として進められている。

いずれにしても、現在、ニートの問題が社会的関心を集めている時期、これらの支援策について、積極的な施策が注目される。

(2) 健康づくりのための支援

思春期保健集団指導及び啓発等による健康づくりの支援促進の事業が進められている。特に最近、青少年の間に蔓延する薬物汚染の問題や性被害。また、生活習慣病といわれる不定愁訴を訴える子や心の悩みを抱える子どもなど、心身の健康面をとりまく環境が厳しさを増している。こうした健康汚染の環境から青少年をどう守るか、そのための食生活のあり方や健康づくり等についての的確な情報を用意し、その啓発と学習の機会をつくることが一層望まれる。同時に各種のスポーツやレクリエーション活動等、関連の施設を利用し、主体的に健康づくりに励む環境の整備が、行政と地域との連携で充実されることが期待されている。

(3) 青少年活動の支援及び促進

平成15年度に開館した「子ども夢パーク」の推進等、青少年活動の支援がさらに促進している。また従来からの学校、地域、青少年団体等との連携を図っている事業の継続的な推進も図られている。

特にこうした活動を推進するにあたっての安全対策等の支援も促進されている。

主たる継続事業としての「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」等の事業がある。

また、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団等の活動についても今後支援を継続する。

地域団体との連携をさらに密にして青少年活動の支援にあたる。なお、安全対策としては、健全な育成をめざして、青少年指導員活動を支援、地域巡回パトロール等、活動を継続。青少年健全育成成功労者表彰等の顕彰事業も継続する。

その他、少年消防クラブや地域教育会議も継続実施する。ただし地域教育会議については、権利の尊重の項でふれたように、子ども会議との効果的連携が今後工夫されることが望まれる。

(4) 青少年活動のリーダー養成

青少年活動の質の向上は、リーダーの質に比例すると言われている。人柄や技能が直接、参加する青少年の興味、関心、そして資質に影響するからである。また、サポーターやプレーリーダー等の構成と、質の問題もある。そのためにはどのようにして研修体制をつかっていくのか、その組織化をどう図っていくのか、長期的展望に立って施策し、現在の状況を改めて見直す必要がある。

(5) 文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援

これらの活動への参加の第一条件は、参加者の自発性を触発させるための興味関心の度合いである。対象とする内容の面白さ、場所、施設がどのように確保されているか。そのニーズに答える物理的な支援体制が具体的に求められる。

次はリーダーの確保である。一人ひとりの参加した青少年のニーズに答え、その技能を互いに伸ばすことができるのか。満足した結果が得られるのか。

第三はそうした参加のための情報が手軽に身近で得られるのかである。

これらを総合的に満たす活動への支援体制が進められ、例えば、各区役所や公的施設で行われている各種芸術に関するワークショップやイベント、その他、施設や自然環境の中でのスポーツ活動やイベント等、新たに実績を上げている事業も顕著である。しかし、時代の移り変わりの中での青少年のニーズも多様になっている。さらなる情報の収集努力によって、その効果の向上を期待する。

(6) 国際交流活動及び共生のための支援

市内には外国人、特に韓国、朝鮮人の子女が多く在住し、また近年、労働人口の増加に伴って、海外からの入国者も多く、これらの子女を含めた青少年との交流も積極的に進められている。そのため学校、地域、家庭を結ぶ国際理解の教育を一層進める必要がある。特にことばの壁を越えるための学習体制の確立とそのための指導者の交流と確保、並びにこれらに関連する障害のある人たちへの社会参加も考慮に入れた施策も促進すべきである。

(7) 青少年施設の活用と促進

しばしば述べたように、青少年施設の中には、新たに指定管理者制度導入でその施設の運営が民間委託になったところもある。しかし、その施設の運営や機能がさらに効果を挙げ、利用者のニーズに答えるためには、行政、地域、家庭、また関連団体等との連携を密

にして、一層の効果を期待できるよう施策の配慮が求められる。

(8) 情報提供及びネットワーク化

急激な情報時代の波の中で、直接個人と多様な情報を瞬時に結ぶネットワーク化が進んでいる。現在まで情報開示や提供は広報紙または短波放送に併せコンピューターによる利用も進められてきている。しかし、今後はさらにインターネットの構築を積極的に進めるとともに、携帯電話等、端末機器を使つての情報提供やネットワーク化が図られるよう改善の余地がある。

5 家庭・学校・地域における共育力の向上

(1) 子育て支援の拡充

青少年が未来志向のもと健やかに育つ基盤は、幼児期の養育に多分に影響されるという。特に核家族化し、地域の中で個別化しがちな乳幼児を抱えた親に対して、的確な子育ての情報、相談と相互の支援体制をつくることは喫緊の課題である。

その拠点の一つとしてこども文化センターの役割がある。

そのための利用できる施設の改修等も一部の施設では進められているが、さらに仲間づくりや相談体制を整備して支援活動が一層促進される必要がある。

(2) 家庭基盤の充実

楽しい家族の団欒、青少年の居場所の原点は家庭にある。そのためには家族が気軽に集える機会や場所の提供が必要である。今後、このような趣旨での催しが開かれ、また場を提供できる施設が望まれている。

(3) 家庭・学校・地域の連携による地域活力の構築

◇小学校施設を活用した児童の健全育成事業による地域活力の構築

114か所に設置された「わくわくプラザ」の充実が課題となる。これについてはすでに述べているので重複は避ける。ただ利用者が全市的に見て、在校生の44%という現状から、さらに保護者に活用への情報提供が工夫される必要がある。

◇留守家庭事業との統合

「わくわくプラザ」の閉館時間（現在、午後6時）については、保護者の就労や介護の

実態から「延長して欲しい」との要望があり、平成20年2月から午後7時までに延長されることとなった。夜間の安全対策について十分考慮する必要がある。

◇開かれた学校づくりと家庭、地域との連携の促進

学校の施設を地域の人々の生涯学習や市民活動の推進拠点にするためにも、図書館をはじめ関連施設を開放し、有効活用する手立てとその工夫が求められている。同時に児童生徒への学習支援やその他の協力に資するための人材を含めた地域の共有資源の確保と整備も必要である。こうした視点に立ってのネットワークづくりへの支援を促進する必要がある。

(4) 情報提供及びネットワーク化

学校、家庭、関係団体を相互を緻密につなぐ情報の交換が、特に地域の教育力を増す上にとって大切である。広報紙やインターネット、また携帯等をつなぐ情報の伝達方式を構築する。特に登下校時の安全指導や管理が緊急の課題になっている。

6 心豊かに育つための環境づくり

(1) 青少年の社会環境への適応

これには二つの立場がある。一つは青少年が自発的に社会参加できる施設や活動の場をどう構築していくか。

二つ目は、青少年が日常生活を秩序ある健全な心で安心して過ごせる、そのための社会的秩序を求めた環境の整備である。

前者の場合は実体験を交え、生き生き主体的に興味を持って参加できるハード面の整備。一方、内容としてのソフト面がニーズに沿ってアレンジされているかというプログラム等の整備である。これは指導者の人材確保と養成が欠かせない環境要因になる。

後者の面では、特に情報メディアの環境にどう対応するか、中でも出版やインターネット上の情報汚染や被害から青少年をどう守るかの課題である。

特に最近では手軽な携帯電話によるネット被害の問題が社会的関心を集めている。

また、登下校時等に発生する誘惑や誘拐等の身の安全にかかわる事件もある。これらの環境から青少年を守るための法整備。他方、情報モラルの確立と、その趣旨の徹底を図るための、行政、家庭、地域、関係団体の一丸となった連携のあり方と、具体的な取組みの促進が強く求められている。

(2) 非行防止活動の促進

街をさまよひ浮遊する子どもたち。こうした子どもたちを事前に被害から守るためにも、街頭巡回活動を実施する等、市民をはじめ関係団体、地域、学校等の一層の連帯と協力が求められている。

特に、薬物汚染や性の被害から青少年を守るための情報等による啓発活動の充実が望まれる。また、心の悩みを抱える子どもたちへの相談体制の充実はもちろん、子どもの問題で悩む保護者や家族への支援の促進も課題である。従来からの「子ども教育相談」「青少年相談」「ヤングテレホン相談」等の相談体制の効果をさらに充実させるための工夫が望まれる。

Ⅲ 新・青少年プランの策定に向けて

1 青少年活動の課題と検証結果の意味するもの

(1) 青少年活動の活性化を妨げるもの

青少年を取り巻く環境の変化は、家庭、学校、地域を通じて顕著にみられる。多くを語るまでもなく、第Ⅰ章第1節で考察したとおり、青少年活動に光の部分がみられるものの、環境の変化に対応できない影の部分が目立つというのが実情である。この傾向は、本市の場合も例外ではない。

青少年問題の現状を、青少年の意識と行動の面から検討すると、第Ⅰ章で述べたように、問題行動の低年齢化、すぐキレやすい、生活習慣の未確立、諦めが早い、自己肯定感・自尊感情が低い、現実からの逃避などが特徴的であることがわかる。

したがって本市としても、青少年をめぐる環境の変化の中で進取の気風をもたせ、自主・自立の精神を培うことができる青少年活動の活性化をどう図るかが課題である。

(2) 社会参加と自立支援が課題

本市では、いち早く「子どもの権利条例」を定め、その推進を図っているが、「かわさき子どもの権利の日」についての市民の認知度が低いなど、課題が少なくない。第Ⅰ章第2節で指摘しているところであるが、権利の尊重については、相談・救済機能の充実、支援を必要とする子どもに対する支援の充実、必要な情報の提供などが施策の課題である。

本市では、すでに社会参加のための工夫が試みられているが、地域のスポーツ、お祭り、行事等への参加状況が良好であること、青少年の居場所づくりとしては、「わくわくプラザ」事業や「こども文化センター」事業に重点を置いた改善を加えていることなどの実績がある。

しかしながら家庭、学校、地域の連携への支援、安全・安心の社会環境づくりなどにおける改善努力は必ずしも十分ではなく、一層の改善が望まれる。

(3) 「わくわくプラザ」「こども文化センター」事業等の拡充

第Ⅱ章が明らかにしているように、第20期青少年問題協議会が、平成11年に意見具申として提言した「川崎市青少年プラン」が、8年目を迎えたが、この間、本市の各部門の行政努力により、青少年施策の総合的な推進を図ってきた。

特に、平成9年4月から「市民局」に統合された青少年関連業務は、その施策の総合的

な推進に寄与し、「わくわくプラザ」事業や「こども文化センター」事業の導入とその継続的な改善に役立っている。

また「子どもの権利条例」の制定は、青少年プランの基本理念に合致したものとして推進を図ってきた。「川崎市子ども会議」や「地域教育会議」等の実施は、「参加する権利」の具体的実践の場であり、依存から自立への保証の一環でもある。

社会参加へのきっかけづくりについては、平成18年度から、その包括的な管理運営を指定管理者としての「かわさき市民活動センター」等に移し、「こども文化センター」「わくわくプラザ」事業の充実に努めているほか、自然とのふれあい活動、体験型事業も継続して実施している。

自立及び自主活動への支援については、居場所づくりや青少年活動のリーダーの養成、家庭・学校・地域の“共育力”の向上、子育て支援の拡充、家庭基盤の充実、留守家庭児事業との統合等を進めてきている。

心豊かに育つための環境づくりについては、自発的な社会参加の構築や非行防止活動の促進に努めている。また従来からの「子ども教育相談」等の相談体制のさらなる充実に向けた工夫が望まれる。

平成12年3月に策定された「青少年プラン」の実施状況を検証するとき、以上のような多様な取組みが一定の成果を上げていることは確かであるが、急激な社会変化の恒常化の中で、また予定される本市の行政改革との関連などへの対応もあり、これまでの実績を踏まえつつ、新たな青少年プランの策定が求められる。

2 基本的な考え方

これまでの経緯 第II章で述べたところであるが、川崎市青少年問題協議会が青少年プランの策定を意見具申したのは、平成11（1999）年であった。この第20期から数えて今回（第24期）の意見具申は8年目となる。

この間、本協議会としては、「青少年プランの推進―地域コミュニティを基盤とした青少年育成活動の現状と課題―」（第21期報告書、平成14年）、「地域コミュニティにおける青少年活動の推進とこども文化センターのあり方」（第22期意見具申書、平成16年）、「青少年活動の現状と課題―集団づくりとリーダーのあり方―」（第23期意見具申書、平成18年）と、激動を続ける社会変化の中での青少年問題への対応のあり方について継続的に必要な提言を行ってきた。

今回（第24期）の意見具申書は、これらの経緯を踏まえ、かつ市当局が進めてきた具

体的な計画と実践を検証しながら、さらに踏み込んだ提言を試みたつもりである。本意見
具申書の第Ⅰ章と第Ⅱ章の考察を踏まえるとき、次のような基本的な考え方に立って、新・
川崎市青少年プランを策定することを期待するものである。(45ページを参照のこと)

なお、対象年齢については、本市が平成17年3月に策定した「川崎市次世代育成支援
対策行動計画」が、乳幼児やその親に対する支援施策を中心とした内容になっていること
から、本プランは概ね6歳(就学児)から概ね24歳とした。

(1) 基本目標 「共に生き共に育つ^{まち}川崎をめざして」

激動を続ける社会変化の中であって、地域コミュニティにおいて生活を共有する親と子
が、そして大人と子どもたちが共に生き(共生)、共に育ち合う(共育)、豊かなまち(川
崎)づくりを目指すものである。

そのために、本市としては、青少年が主体的に「生きる力」「創造性豊かな心」「共感す
る心」を育てるための支援を行い、また、お互いに育ち合うことを通して、大人も子ども
も、自らが成長する喜びを分かち合うことを目指すものである。

(2) サブタイトル「生きる力」「創造性豊かな心」「共感する心」を育てる

ア 「生きる力」とは

これは、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよ
く問題を解決する能力である。また、常に自分自身を律する力を持ちながら、正義感と倫
理観等の豊かな人間性、つまり他人を思いやったり感動したりする心を持った、心も体も
たくましい健康な人間的資質を意味する。(平成8年と同17年の中央教育審議会の答申)

イ 「創造性豊かな心」とは

単に前例を踏襲し、これを模倣するだけでなく、常に新しいものへの夢と希望を抱きな
がら、チャレンジしていく精神である。そのためには、遊びや文化、スポーツ、自然など
を通じての、さまざまな直接的体験を重視する。そしてそれらの活動を通じて、青少年自
らが多様な文化の創造に向けて、豊かな感性、思考力、判断力、構想力、表現力など、創
造する心を育むことである。

ウ 「共感する心」とは

社会的なハンディキャップのある人々、文化や生活習慣の違う人々、異なる価値観をも
った人々とも理解し合える共生と寛容に満ちた心である。また、他者の喜びや悲しみに共
感できる心、或いは美しいものや自然に率直に感動する心である。

特に、生命を尊び、その精神に徹して人権を尊重し、他者の立場に立って考え、理解し、思いやり、人と人とが常に支え合って生きていることを感じとれる心である。

(3) 基本目標を実現するためのキーワード

ア 人と人とのふれあい 家庭はもちろん、園、学校、地域の育成力の基本は、“人と人とのふれあい”が原点である。和と強調と違いを認め合い、「個」を尊重し、信頼と受容の心に立ったパートナーシップを踏まえた“人と人とのまじわり”を深め、広める。

イ 自然とのふれあい 多様なメディア環境に生活する青少年が、人間社会を取り巻く自然の厳しさと豊かさに気づき、心身ともに健康な社会生活を取り戻すために、積極的に“自然とのふれあい”を実践することができるよう支援する。

ウ 文化とのふれあい 平和な文化国家として、我が国の世界における役割は大きいものがある。次代を担う青少年にとって、地域に根ざした文化、伝統を正しく継承し、自発的な文化創造活動を通じて学習し、さらに発展させることは大切である。特に、具体的な文化とのふれあい体験を通じて、青少年個々人の自己実現や、自己成長の広がりや深まりを図る。

3 施策の方向性－四つの柱

本青少年問題協議会としては、第Ⅰ章と第Ⅱ章の検討結果を踏まえて、次の四つの柱を青少年活動の推進に必要な施策の方向性として提言するものである。四つの柱とは、(1) 青少年の権利の推進 (2) 青少年の社会参加の推進と自立への支援 (3) 家庭・学校・地域の連携による支援体制づくり (4) 青少年が安全で安心して過ごせる社会環境づくりである。

(1) 青少年の権利の推進

本市においては、全国的にみても先駆的な試みや具体的な取組みを行っているが、「子どもの権利条約」に基づき、平成13年に「川崎市子どもの権利に関する条例」(子どもの権利条例)を定め、その推進に努めてきている。平成19年には「子どもの権利条例」に基づく行動計画について答申が出されるなど、施策の一層の整備・充実を図っている。

これまで「川崎市子どもの権利委員会」などの提言を受けて施策の推進を図り、また川崎市子ども会議の活動の活性化や子どもの人権についての普及・啓発などの努力を行っているが、特に①子どもの権利条例の推進のほか②相談・救済機能の充実③支援を必要

とする子どもの支援策の充実④情報提供・意見表明の促進が求められる。

いじめや虐待を受けている子どもに対して対応できる体制や、子どもからの相談・救済に携わっている人々を支援する体制を整備すること、人権オンブズパーソンの体制・機能の強化、広報・啓発の充実、行政区レベルでの子ども総合相談並びに学校・幼稚園や保育所それに民間団体等による連携を図ること、効果を測定する方法を検討することなどの課題がある。

本協議会は、子ども一人ひとりに豊かな子ども時代を保障するため、諸施策の一層の推進を求めるとともに、権利が尊重されるためには、他者の権利も同様に尊重されなければならない、「権利」の名の下にいたずらに他者の権利が侵害されることのないよう、条例の理念の正しい理解のための周知を引き続き行うことが必要であると考えている。

(2) 青少年の社会参加の推進及び自立への支援

青少年が仮想の世界から脱出し、実体験を伴う各種の社会体験を持てるようにすることが今日的課題である。つまり青少年に対してどうしたら社会参加への機会を広げ、自立へのきっかけづくりができるのか、そのための実効性のある、具体的なプログラムが求められている。

本協議会としては、「自立」の名を借りて、他人の「自立」を無視する、排他的で自己中心的な態度を肯定することなく、社会性、公共性を基盤とした倫理的規範に支えられた社会的「自立」への支援が重要であることを強調しておきたい。

したがって①社会参加機会の充実②自主的活動の支援③青少年活動のリーダー養成④青少年の居場所づくりの促進⑤青少年の自立への支援などが課題である。

社会参加機会の充実 本市では、こども文化センターをはじめとした青少年施設における活動等によって仲間づくりを、また小学校施設を活用し、遊び空間等の創造と仲間づくりを、それぞれ促進してきた。平成15年度には「わくわくプラザ事業」を立ち上げて、全小学校(114校)にこれを設置し、在校児童の44%ほどが登録し、利用している。

平成18年度には、指定管理者制度が導入され、かわさき市民活動センター等が「こども文化センター」や「わくわくプラザ」の管理運営等を行い、また平成15年度には「子ども夢パーク」を開館し、活動の活性化を図っている。なお関連の事業やイベントについては、市民局、教育委員会、区役所等の連携により継続して実施している。

また、地域や学校教育の場において、子どもたちが、文化活動に参加したり、優れた芸

術文化や歴史的な文化の所産に触れることにより、豊かな心や感性を育むよう、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保するため、平成19年度から、学校内外の文化活動を、地域で支援する「地域人材の活用による文化活動支援事業」に新たに取組むなど、子どもの文化芸術体験活動の推進に努めている。

また多摩川河口青少年サイクリングコースなど、地区スポーツセンターの整備等、青少年のスポーツ、レクリエーション活動のためのイベントの支援を継続している。

自主的活動の支援 自然教室や野外活動等による自然とのふれあい活動、演劇等、様々な文化活動・創造活動、さらにはスポーツ大会等、青少年のスポーツ、レクリエーション活動の促進に努めている。ただ実施主体が区から民間に移行している関係上、実態把握が不十分といった問題もある。学童泳力記録会・プールの開放は継続して実施している。

サマーボランティア体験事業等、ボランティア活動への参加の促進、国際交流等への参加・参画を図るためのプログラムづくりに向けた情報提供を進めている。

学校施設開放事業については、学校施設を地域の生涯学習、市民活動の拠点とするため、市民主体による学校施設の有効活用、たとえば図書館のさらなる有効活用などが課題である。

「成人の日を祝うつどい」、「青少年フェスティバル」等、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団の活動に対する補助事業、川崎市青少年指導員の活動、市青少年健全育成功労者の表彰、少年消防クラブ、地域教育会議等については継続して実施している。

青少年活動のリーダーの養成 これは、重要な課題であるが、各種のリーダー研修を行っているほか、芸術活動をはじめ文化活動の支援、青少年の舞台芸術活動の展開、地区スポーツセンターの整備等青少年のスポーツ、レクリエーション活動を支援している。

また、民族文化講師ふれあい事業、川崎市立学校児童生徒・神奈川朝鮮学生美術交流展、障がい者社会参加活動、国際交流協会が行っている子ども向け語学教室、交流事業など、国際交流の推進と共生活動を支援してきている。

民間活力の導入によるこども文化センター事業については、平成15年度から開館日・開館時間を拡大するなど、施設の一層の有効利用を図っているほか、自立・自主的活動に関する情報の提供を促進している。

青少年の居場所づくりの促進 青少年の社会的自立につながる活動機会については、文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、平成19年度から、総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を創設し、すべての小学校区での実施を目指している。

このうち、文部科学省が行う「放課後子ども教室推進事業」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験・交流活動や学習活動を推進することになっているほか、厚生労働省が行う「放課後児童健全育成事業」では、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っている。

青少年の自立への支援 昨今、学校を卒業後、アルバイトを転々として定職につかない青年や、就労活動すら行わないいわゆる「ニート」が社会問題となっている。本市においては、新規学校卒業就職者歓迎激励事業や社会体験学習指導事業を継続実施しており、また平成19年6月には「キャリアサポートかわさき」を設置し、若年者の就労支援策を強化したが、地域人材の活用や商店街、企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進や相談活動の充実を図り、青少年のさらなる自立支援を行う必要がある。

(3) 家庭・学校・地域の連携による支援体制づくり

家庭が親子・兄弟姉妹を通じて、日常的に豊かな人間関係をつくり上げ、自立に向けて社会性を育む場所としての機能を十分に果たせなくなってきた。学校と家庭と地域社会の連携協力が大切なことは分かっているが、なかなか有効な手立てが見つからずにいるというのが実情である。

したがって、①家庭の育てる力の支援②子育て家庭への支援③学校における支援の充実④地域における支援の充実⑤市民協働のしくみづくり⑥思春期の子どもの支援などが課題であると考えます。

家庭の育てる力の支援 国が進めている「次世代育成支援対策推進法」(平成15年制定)に基づき、企業が仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」の平成17年度からの実施、子育て等でいったん離職した女性

の再就職・起業等の総合的な支援策である「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定（平成18年）し、その強化を図っている。

平成19年度からは、このプランに基づき、関係省庁が連携・協力して、再チャレンジしやすい地域環境づくり、学習・能力開発支援、再就職支援などを進め、女性の再就職・起業等の支援に努めるとされている。

子育て家庭への支援 本市では、家庭相談員、区役所こども総合支援担当等や「こども文化センター」、「わくわくプラザ」事業等を通じて、子育て自主グループ等、サークル活動への支援を継続して実施し、特にわくわくプラザ事業においては、小学校施設の活用による健全育成事業による地域活力の構築とともに留守家庭児事業の統合を図っているほか、学校と地域における支援については、「学校・地域連帯事業」「教育活動活性化事業」による学校施設の生涯学習・市民活動の拠点化、また、かわさき市民活動センターを中心に市民協働によるまちづくりが進められており、家庭、学校、地域が連携し市民が協働して青少年の支援を行うことが望まれる。

（4）青少年が安全で安心して過ごせる社会環境づくり

情報化社会の進展は、携帯電話やインターネット等のコミュニケーション手段の普及により、何らのフィルターなしに子どもたちを直撃している。青少年の健全育成の面からすれば、環境の有害化が一層進んでいるのが現状である。青少年の心と体の成長・発達のためには、安全・安心の環境づくりが求められる。

そこで、①放課後の居場所づくり②社会環境の健全化③非行防止・犯罪被害防止④有害環境防止・メディア対策⑤広報・啓発活動などが課題となると考える。

放課後の居場所づくり 本市では、前述のとおり「こども文化センター」「わくわくプラザ」事業により、放課後における居場所づくりを積極的に展開し、着実に成果を上げている。平成20年度からは、国の施策に対応した形での新たな取組みを「放課後子どもプラン」の策定に基づき、推進することになっている。

社会環境の健全化 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会を設け、青少年が豊かな人生観をもち、将来への展望を抱くことができるように、社会参加の場を提供し、主体的に参加できる環境づくりを継続して推進している。

非行防止・犯罪被害防止・有害環境防止 子どもたちを暖かく見守り育てていくための環境づくりとして、「こども110番」事業等、青少年の安全を確保するための運動を継続して進めている。また、メディア等の影響による社会環境問題への対応や情報モラルの確立を図るため、関係機関及び団体との連携を深めている。例示すると「大人が変われば、子どもも変わる運動」「社会を明るくする運動」「社会環境浄化活動」などである。

また、街頭地域巡回パトロール活動の実施による非行防止、薬物禁止、正しい性の情報等に関する啓発活動を行っている。社会環境健全化推進街頭キャンペーンは神奈川県との連携して継続している。

なお、子どもの相談窓口としては、子ども教育相談、若年者キャリアカウンセリング、ヤングテレホン相談、子どもの権利の侵害の相談等の事業も引き続き行っており、加えて、海外帰国・外国人児童生徒の教育相談、思春期保健相談（健全母性育成事業）、川崎市家庭児童相談室運営事業なども進めている。

広報・啓発活動 社会環境健全化街頭推進キャンペーン、非行防止啓発関連事業、薬物乱用防止事業、平和推進事業、川崎市学校警察連絡協議会（以下、学警連）広報パトロール、副読本の作成・配付、青少年の環境に関する情報提供など、活動の促進に努めている。

安全・安心の社会環境づくりには、こども文化センター、わくわくプラザ、学警連、青少年指導員、こども110番、スクールガードリーダー等々の人々の役割が大きく、その資質向上もまた課題である。

4 新・行財政改革プラン（案）との関連

本市が進めている『新・行財政改革プラン（案）』（平成20年2月）は、「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立を目指しているが、その一環として「効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築」（第3章）が含まれている。

ここでは、市民生活を支える様々な施策・制度の見直しとともに、都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現が必要であるとし、本協議会との関わりでは、次のような提言がなされていて、注目される。

「民間活力の積極的な活用や協働によるまちづくりを推進することによって、効率的に事業目的の達成をめざします。

さらに、施設や設備等の老朽化に伴う更新需要の増加がある一方で、投資額の確保にも

限界があることから、適切な維持補修等の実施による長寿命化の推進、既存ストックの有効活用、施設の複合化などを推進し、限られた財源を最大限に活用しながら、効率的で効果的な都市基盤・施設整備を行っていきます。」

(1) 既存ストックの有効活用

地域子育て支援センター、放課後子どもプラン この施策に直接的に関係してくる取組みとして「既存ストックの有効活用」が挙げられている。まず、「こども文化センター」については、従来の児童厚生施設としての機能に加えて、地域の実情に応じた子ども支援を展開するため、「地域子育て支援センター」として活用を図ることを、また「わくわくプラザ」における児童健全育成事業については、取組みの方向性として、次のように述べている。

「国が創設した放課後等の子どもの居場所確保と健全育成を目的としている放課後子どもプランを踏まえ、わくわくプラザ事業を推進するとともに、わくわくプラザを活用し、保護者の就労形態の変化等に対応し子育て支援の視点を取り入れた『子育て支援・わくわくプラザ事業』を午後6時から7時まで実施します。」

つまり平成19年度からスタートし、同20年度から本格的に実施する「放課後子どもプラン」と連携させて、保護者の就労形態の変化等に伴い、子育て支援という視点に立った対応を行うというものである。

学校教育施設の開放等 学校教育施設については、市民活動や生涯学習、スポーツの場として活用できるよう、校庭、体育館、特別教室等の有効活用を推進するとともに、開放施設の対象範囲の拡大を図ること、学校跡地の土地利用についても有効活用の視点から検討を進めることを、それぞれ取組みの方向性として明記している。

また、文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制について、その構築とともに、地域における市民の活動等の場としての機能を強化する方向で検討を進めるとしている。

(2) 効率的・効果的な行政体制の確立

市民・こども局の設置 未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりや、地域課題の解決に向けた取組みなど、魅力ある地域社会の実現に向けたまちづくりを推進しながら、より効率的・効果的な施策の実現を目指し、組織体制の再編整備・機能強化を図る

ため、この案は、「市民・こども局」を平成20年度に設置しようというのである。

これは、現行の市民局と健康福祉局のこども関連組織を統合するもので、青少年育成・こども文化センター・わくわくプラザ、児童福祉、保育、児童相談所、障害児支援・障害児施設が、さらに教育委員会事務局からは私立幼稚園助成・青少年教育施設等の事業が移管され、新生の「市民・こども局」の「こども本部」が所管する予定になっている。

市民・こども局の「こども本部」の設置という施策の方向性としては、次の4点を挙げる事ができよう。

- ① 子ども支援に関する総合的な調整機能の強化
- ② 子どもの成長や、その地域特性に対応した機能の強化
- ③ ①、②のため、生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども支援施策の一体的な推進
- ④ 安全で安心なまちづくりや市民との協働によるまちづくりを実践している区役所との連携の強化による地域社会全体で行う子育てや子どもの成長のための支援

区役所に「こども支援室」を新設 さらに、区が「地域の総合的な子ども支援拠点」として担う機能を強化し、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援関係施策を総合的に推進するため、「こども支援室」を区役所に新設するというのである。

協働による課題解決に向けたしくみの構築 市民の価値観や地域を取り巻く環境の変化等により、地域課題の解決や日常生活における利便性の向上に向けた取組みの担い手として、また公共サービスの担い手として、市民、NPO、民間企業、大学など、様々な活動を行っている。

こうした中で、「協働」という手法を効果的かつ積極的に活用することにより、市民のニーズや地域課題の解決に向けたサービスの提供や取組みを推進することとし、学校教育施設の地域管理化を一層進めるとともに、児童生徒の在校時と土日・夜間の施設開放時の管理形態を分けるなどのセキュリティ対策について取組むことになっている。

(3) 区行政改革の総合的な推進

総合的な子ども支援拠点 本市では、従来からの窓口サービス機能に加え、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点としての区役所をめざし、区行政改革に向けた取組

みを進めている。その一環として「総合的な子ども支援拠点」として、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援関係の施策を総合的に推進するため、前述の「こども支援室」を新設するとしている。

地域コミュニティの活性化に向けた取組み 地域住民が自ら地域課題の解決に取り組むため、その主体となる地域コミュニティ施策のあり方の検討や商店街を活用した取組みを推進するとしている。

また、こども文化センターや保育園、老人いこいの家、市民館やスポーツセンターなど、区内の公共施設の管理運営については、地域における課題解決の場としての利用など、地域の実情に応じた効率的で効果的な体制を確立するよう努めるとしている。

行財政改革推進本部会議の設置 市当局としては、行財政改革を円滑に推進するとともに、情報や意識の共有を徹底するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議と、各局室区における行財政改革推進本部を、引き続き活用するというのである。

5 新・青少年プランの実効化に向けて

本協議会は、この意見具申書を踏まえて、実効性のある新・青少年プランについて実行計画の策定を求めるものである。

全市あげての行財政改革の断行の中で、改組再編により創設される「市民・こども局」の下で、青少年に関する総合的・一体的な施策を推進する見通しが明確になってきた。従来の縦割り行政等の弊害を解消し、真に一人ひとりの子どもの成長を促し、社会的自立に向けて明るい展望を拓くことのできるような支援体制の確立を期待したいものである。

新・青少年プランの基本的な考え方一覧

○対象年齢:概ね6歳(就学児)～概ね24歳

基本目標	施策の柱	施策の推進
<p>共に生き共に育つ川崎をめざして</p> <p>「生きる力」「創造性豊かな心」「共感する心」を育てる</p>	1 青少年の権利の推進	1 子どもの権利条例の推進
		2 相談・救済機能の充実
		3 支援を必要とする子どもの支援策の充実
		4 情報提供・意見表明
	2 青少年の社会参加の推進及び自立への支援	1 社会参加機会の充実
		2 自主的活動の支援
		3 青少年活動のリーダー養成
		4 青少年の居場所づくりの促進
		5 青少年の自立への支援
	3 家庭・学校・地域の連携による支援体制づくり	1 家庭の育てる力の支援
		2 子育て家庭への支援
		3 学校における支援の充実
		4 地域における支援の充実
		5 市民協働のしくみづくり
		6 思春期の子どもの支援
	4 青少年が安全で安心して過ごせる社会環境づくり	1 放課後の居場所づくり
		2 社会環境の健全化
		3 非行防止・犯罪被害防止
		4 有害環境防止・メディア対策
		5 広報・啓発活動

資 料

現・青少年プラン体系（平成12年3月策定）

基本目標	施策の柱	施策の推進
共に生き共に育つ <small>「生きる力」「創造性豊かな心」「共感する心」を育てる</small> 川崎をめざして	I 総合的施策の推進	1 青少年を主体とした施策の検討
	II 権利の尊重	1 システムづくり 2 情報のネットワークづくり
	III 社会参加へのきっかけづくり	1 遊び空間等の創造と仲間づくりの推進 2 自然とのふれあい活動の推進 3 文化とのふれあい活動 4 スポーツ・レクリエーションとのふれあい活動の推進 5 ボランティア活動の推進 6 国際交流活動の推進 7 情報提供
	IV 自立及び自主的活動への支援	1 自立のための支援及び居場所づくり 2 健康づくりのための支援 3 青少年活動の支援及び促進 4 青少年活動のリーダー養成 5 文化活動支援 6 スポーツ・レクリエーション活動支援 7 国際交流活動及び共生のための支援 8 青少年施設の活用の促進 9 情報提供及びネットワーク化
	V 家庭・学校・地域における共育力の向上	1 子育て支援の拡充 2 家庭基盤の充実 3 家庭・学校・地域の連携による地域活力の構築 4 情報提供及びネットワーク化
	VI 心豊かに育つための環境づくり	1 青少年の社会環境への対応 2 非行防止活動の推進 3 相談体制の整備 4 情報モラルへの対応 5 広報、啓発活動の推進 6 情報提供及びネットワーク化

資料2

地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号

最終改正 平成11年7月16日法律第102号

(設置)

第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。) (以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

川崎市青少年問題協議会条例

昭和33年12月3日

条例第26条

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 会長は、市長をもって充てる。

4 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第8条 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 協議会の事務を処理するために事務局を市民局に置く。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日条例第57号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

川崎市青少年問題協議会条例施行規則

昭和33年12月3日

規則第35号

(目的)

第1条 この規則は、川崎市青少年問題協議会条例（昭和33年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項第3号の関係行政機関の職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 神奈川県警察川崎市警察部の職員
- (2) 横浜家庭裁判所川崎支部の職員
- (3) 横浜保護観察所の職員
- (4) 神奈川県県民部広報県民課川崎駐在事務所の職員

2 条例第3条第2項第6号の本市職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市民局長
- (2) 健康福祉局長
- (3) 教育長

(事務局)

第3条 事務局に次の職員を置く。

事務局長	1名
書記	若干名

- 2 事務局長は、市市民局地域生活部長をもって充てる。
- 3 書記は、本市職員のうちから市長が任命する。
- 4 事務局長、書記は、会長の命を受けて局務を処理する。

(その他)

第4条 この規則にさだめるもののほか、議事の手続きその他協議会運営に関し必要な事項は、会長が定める

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和35年3月15日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

・

附 則 （昭和46年10月15日規則第73号） 抄

(施行期日)

この規則は、昭和46年10月15日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日規則第71号)
この改正規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日規則第24号) 抄
(施行期日)

この改正規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年10月14日規則第76号)
この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日規則第11号)
この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年7月1日規則第48号)
この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年7月26日規則第98号)
この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第31号)
この改正規則は、平成14年4月1日から施行する。

資料3

第24期川崎市青少年問題協議会の協議経過

(平成18年度)

開催年月日	会議の種類	協議内容
平成18年 9月7日(木)	全体会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・副会長を選出 ・協議内容及び運営方法を協議 ・協議題専門委員会を設置。協議題専門委員を選出 5名
10月13日(金)	協議題専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・今期の協議題について協議
11月6日(月)	協議題専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・今期の協議題(案)の作成
12月21日(木)	全体会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・今期の協議題及び運営方法を協議 ・協議題を決定 「新・川崎市青少年プランの策定に向けて」 ・調査専門委員会を設置。調査専門委員を選出 12名
平成19年 1月25日(木)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出 ・今後の進め方及びスケジュール確認 ・現・青少年プランについての意見交換
3月22日(木)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現・青少年プラン関連事業についての意見交換 ・現・青少年プランの施策の推進についての評価

(平成19年度)

開催年月日	会議の種類	協議内容
5月25日(金)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現・青少年プランの施策の推進についての評価 ・現・青少年プランの施策体系の見直し
7月23日(月)	調査専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新・青少年プラン(案)の作成
8月30日(木)	全体会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・新・青少年プラン(案)について協議 ・意見具申を行うにあたり、今後の進め方等について協議 ・起草専門委員会を設置。起草専門委員を選出 5名
平成19年 9月14日(金)	起草専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書(案)について協議
10月29日(月)	起草専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書(案)について協議
12月21日(金)	起草専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書(案)について協議
平成20年 2月8日(金)	起草専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書(案)について協議
2月18日(月)	全体会(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見具申書(案)について協議 ・意見具申について確認

第24期川崎市青少年問題協議会委員名簿

区分	氏名	所属	選出分野	協議 委員	調査 委員	起草 委員	任期
会長	阿部 孝夫	市長					18.9.1～20.8.31
副会長	小川 信夫	現代教育文化研究所 所長	学識経験	○	○	○	18.9.1～20.8.31
委員	野村 敏行	市議会議員	市議会				18.9.1～19.5.20
〃	鏑木 茂哉	市議会議員	〃	○	○		18.9.1～19.5.20
〃	青山 圭一	市議会議員	〃				18.9.1～19.5.20
〃	井口 真美	市議会議員	〃				18.9.1～19.5.20
〃	河野 忠正	市議会議員	〃		○		19.5.21～20.8.31
〃	山崎 直史	市議会議員	〃				19.5.21～20.8.31
〃	岡村 テル子	市議会議員	〃				19.5.21～20.8.31
〃	斉藤 隆司	市議会議員	〃				19.5.21～20.8.31
〃	宮田 進	川崎市教育委員会 委員長	教育委員		○	○	18.9.1～20.8.31
〃	細田 隆	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家裁調査官	行政機関				18.9.1～20.8.31
〃	高畑 學	横浜保護観察所更正保護振興 課長	〃				18.9.1～19.3.31
〃	山下 道雄	横浜保護観察所企画調整課長	〃				19.4.1～20.8.31
〃	門脇 省三	神奈川県県民部参事(神奈川 県川崎県民センター担当)	〃		○		18.9.1～19.5.31
〃	高橋 修	神奈川県県民部参事(神奈川 県川崎県民センター担当)	〃		○		19.6.1～20.8.31
〃	渡邊 敏郎	神奈川県警察川崎市警察部 担当管理官	〃				18.9.1～19.3.31
〃	岩崎 忠雄	神奈川県警察川崎市警察部 担当補佐官	〃				19.4.1～20.8.31

区分	氏名	所属	選出分野	協議 委員	調査 委員	起草 委員	任期
〃	東田 乗治	川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会 会長	関係団体		○		18.9.1～20.8.31
〃	山田 幸久	川崎市PTA連絡協議会 副会長	〃				18.9.1～20.8.31
〃	小林 美年子	川崎市青少年育成連盟 副理事長	〃	○	○ 副委員長	○	18.9.1～20.8.31
〃	上嶋 満一	川崎市青少年指導員連絡協議会 副会長	〃				18.9.1～20.8.31
〃	吉岡 とし江	川崎市少年補導員連絡協議会 副会長	〃				18.9.1～20.8.31
〃	牧 昌見	聖徳大学教授	学識経験	○	○ 委員長	○	18.9.1～20.8.31
〃	久田 邦明	神奈川大学講師	〃		○		18.9.1～20.8.31
〃	糸山 恵美子	座間市立西中学校スクールカウンセラー	〃		○		18.9.1～20.8.31
〃	塚田 庸子	日本女子大学講師	〃		○	○	18.9.1～20.8.31
〃	アン レ ヌー	川崎市外国人市民代表者会議 第6期委員					18.9.1～19.1.31
〃	佐藤北口 リア信子	川崎市外国人市民代表者会議 第6期委員	〃				19.2.1～20.8.31
〃	萩原 優	川崎市立小学校長会	学校関係	○			18.9.1～19.3.31
〃	白井 達夫	川崎市立小学校長会	〃				19.4.1～20.8.31
〃	今井 勇	川崎市立中学校長会	〃		○		18.9.1～20.8.31
〃	郡司 常雄	川崎市立高等学校長会	〃				18.9.1～20.8.31
〃	北條 秀衛	教育長	行政関係				18.9.1～19.3.31
〃	木場田 文夫	教育長	〃				19.4.1～20.8.31
〃	入江 高一	健康福祉局長	〃				18.9.1～19.3.31
〃	長谷川 忠司	健康福祉局長	〃				19.4.1～20.8.31
〃	小宮山 健治	市民局長	〃		○		18.9.1～20.8.31